

地が交互に帯状に列をなす独特な地形として形成されました。昭和初期には、国内の低地としては、最も生物多様性が高い地域の一つとして全国に知られていました。多くの食虫植物やラン科のトキソウ・サギソウ、カヤツリグサ科のクジュウクリテンツキ・イッスンテンツキなどの希少種が豊富に生育していました。

このように、地域による気候的、地史的な違いが本県の生物多様性を豊かにし、在来種としては、維管束植物 1,998 種、コケ植物 401 種、地衣類 258 種、大型菌類 702 種、哺乳類 22 種、鳥類約 400 種、両生・爬虫類 26 種、汽水・淡水産魚類 74 種、昆虫類約 6,600 種などが報告されています。

しかし、開発や工事等による生息・生育環境の悪化、分断、消滅を始め、乱獲、外来種との競合、気候温暖化などの影響により、野生生物の生息・生育が脅かされています。

これらの保護と地域の特徴を生かした生息・生育環境の保全が重要な課題になっています。

## (2) 希少種の状況(レッドデータブック)

千葉県の上重要な野生生物をまとめた「千葉県レッドデータブック植物・菌類編」(2009 年改訂)には、消息不明・絶滅生物(X)が 78 種、野生絶滅(EW)が 5 種、最重要保護生物(A)と重要保護生物(B)が合わせて 404 種、要保護生物(C)が 271 種、一般保護生物(D)が 206 種、計 964 種が掲載されています。

また、「千葉県レッドデータブック動物編」(2011 年改訂版)には、消息不明・絶滅生物(X)が 78 種、最重要保護生物(A)が 248 種、重要保護生物(B)・要保護生物(C)・一般保護生物(D)を合わせて 576 種、計 902 種(※情報不足 1 種含む)が掲載されています。

植物・菌類編と動物編を合わせるとその総数は 1,866 種となり、分類群ごとに見ると、およそ維管束植物の 30%、コケ植物 15%、淡水藻類 90%、地衣類 15%、大型菌類数%、哺乳類 80%、鳥類 40%、爬虫類 100%、両生類 85%、汽水・淡水魚類 40%、昆虫類 10%と、多くの野生生物が保護を

必要としています。

生息・生育を脅かしている主な要因は、1950 年代以降における森林伐採や開発、工事に伴う環境の悪化と生息・生育地の分断・消失が最も大きいとされてきました。

しかし、近年は、ほかにも、自然に対する人間の働きかけが減ることによる植物群落の遷移進行や気候の温暖化、外来種の影響などが大きな要因になってきました。

人間の働きかけの低下では、水田の耕作放棄や森林の管理放棄などによる植生の遷移などによって自然環境が変化し、本県に特徴的な里山や草地、谷津に生息・生育する生物の絶滅が危惧されています。

温暖化については、北方系要素の生物や海岸線に見られる生物などへの影響が懸念されています。

また、九十九里平野の湿地に分布しているサギソウやオオミズトンボなども個体数が激減し、絶滅寸前です。北総台地においても、カタクリやフクジュソウなどへの影響が懸念されています。

近年、外来種との競合や捕食、遺伝子汚染も懸念されています。特に、アライグマや外来のクワガタムシなどの昆虫類への対策が大きな課題です。

また、房総半島南部におけるニホンジカの生息密度の高い地域では、低木層の本数密度や種数が減少し、植生が貧化している状況にあり、後継樹であるシイ・カシ類の生育が阻害されているため、希少種への影響も懸念されています。

## (3) 外来種の状況

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに住んでいた種(在来種)との競合やその捕食、在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への影響が問題となっています。

このため、生態系への影響や、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(略して「外来生物法」)。同法では明治時代以降に外国から持ち込まれ、後述の特定外来生物

に指定されている種のみが対象。)が16年に制定され、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

特定外来生物は野外に放つこと、輸入、飼養、栽培、保管、運搬が原則禁止とされています。

特定外来生物には110種類(27年10月現在)の生物が指定されており、そのうち千葉県内で確認されたことのある種は32種類です。(図表2-5-1)

図表 2-5-1

千葉県で確認されている「特定外来生物」(32種類)	
(哺乳類)	アカゲザル、アライグマ、キョン、マスカラット、アカゲザル交雑種
(鳥類)	ソウシチョウ、ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、カナダガン
(爬虫類)	カミツキガメ
(両生類)	ウシガエル
(魚類)	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、ストライプトバス
(甲殻類)	ウチダザリガニ
(クモ類)	セアカゴケグモ
(昆虫類)	セイヨウオオマルハナバチ
(軟体動物)	カワヒバリガイ
(植物)	ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、ナルトサワギク、アメリカオオアカウキクサ

#### (4) 鳥獣保護区等の指定状況

多様な鳥獣が生息する森林や集団で渡来する水鳥等の渡来地である湖沼など、本県の生物多様性を保全する上で鳥獣の保護が必要な地域について、鳥獣保護区に指定するとともに、鳥獣の保護繁殖上、特に必要があると認められるときは、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定して、一定の行為の制限を行っています。(図表2-5-2)

なお、習志野市の国指定鳥獣保護区(谷津干潟)が、5年6月に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(\*ラムサール条約)」の登録湿地として指定されました。

図表 2-5-2 鳥獣保護区等の指定状況(28年3月末現在)

区 分	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	59	42,634.6
(特別保護地区)	(6)	(427)
特定猟具使用禁止区域(銃器)	226	191,319.4
特定猟具使用禁止区域(わな)	1	363
指定猟法禁止区域(鉛散弾)	1	245
(参考) 国指定鳥獣保護区	1	41

## 2 県の施策展開

### (1) 希少な生物の保護対策の推進

#### ア 希少な生物の保全

県では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく国内希少野生動植物種及び「文化財保護法」に基づく天然記念物に指定されているミヤコタナゴについて、6年度から保護増殖事業を実施しています。

さらに、回復計画を策定して保護回復に取り組んでいるシャープゲンゴロウモドキは23年4月に種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されました。

また、県内希少種であるヒメコマツについても



<p><b>アライグマ</b> 北米原産で、ペットとして飼育されていたものが、逃走・遺棄により各地で野生化しています。県内では、1990年代に定着しました。生態系被害、農作物被害や住宅等の屋根裏に住みつくなどの生活被害が問題になっています。</p>	<p><b>キョン</b> 中国南東部や台湾に自然分布する小型のシカの仲間です。1980年頃より房総半島において野生化した個体が確認されており、県中南部地域に定着しています。在来の植物群落などの生態系に被害を及ぼすおそれがあります。</p>
--	--

回復計画を策定して、回復事業を進めています。

### イ レッドデータブックの改訂

7年度から5か年計画で、県内に生息・生育する保護上重要な野生生物の現状と保護の在り方をまとめた「千葉県レッドデータブック」を刊行することとし、10年度に「植物編」を、11年度に「動物編」を初めてとりまとめました。

その後、野生生物の生息・生育状況の変化を踏まえ、レッドリスト（レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種（リスト）の「植物編」を15年度に、「動物編」を17年度に改訂しました。

そして、「千葉県レッドデータブック」の「植物編」を20年度に、「動物編」を22年度に改訂しました。

これらは、環境アセスメントや希少な野生生物の保護等に活用されています。

## (2) 外来種対策等の推進

県では、特定外来生物のうち、すでに生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等について、防除実施計画を策定し、防除を実施しています。

外来種全般の対策については、専門家からなる「千葉県希少生物及び外来生物に係るリスト作成検討会」において、現状の把握や対策の考え方等について検討を行い、リスト及び対策の基本的な考え方をとりまとめています。

## (3) 鳥獣の保護管理

### ア 鳥獣保護管理事業計画の策定

本県の野生鳥獣については、都市化や工業化に伴う開発の進展による干潟の埋立てや森林の伐採などにより、生息環境が悪化して、生息数が減少しているものがある一方、生息数が増加して、生活環境や農林水産業等に大きな被害を及ぼしているものがあります。

鳥獣による被害を防止し、鳥獣の適正な保護繁殖を図るためには、長期にわたる計画的な鳥

獣保護対策及び生息数の調整等鳥獣の適正な管理を行うことが必要です。

このため県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づき「千葉県第11次鳥獣保護管理事業計画」（27年度～28年度）及び「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画」（ニホンザル：27年度～28年度、ニホンジカ：27年度～28年度）及び「千葉県第二種特定鳥獣管理計画」（イノシシ：27年度～28年度）により、農林水産業等との調整を図りながら、鳥獣の適正な管理対策を推進しています。また、鳥獣保護管理員を設置するなど、鳥獣保護管理事業の実施体制を整備しています。

### イ 鳥獣の人工増殖及び放鳥

狩猟による影響を受けやすいウスアカヤマドリについては、生息数が減少傾向にあるため、人工増殖を行い鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域に放鳥して生息数の回復を図っています。

なお、27年度は150羽放鳥しました。

### ウ 鳥獣の生息状況等の調査

鳥獣の適切な保護管理対策を実施するためには、鳥獣の生息状況を把握することが不可欠です。このため、第二種特定鳥獣管理計画を策定しているニホンザル・ニホンジカについて生息状況等の調査を実施しています。

### エ 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、県民の理解と協力が不可欠です。このため、**愛鳥週間**（毎年5月10日～16日）行事（探鳥会、ポスターコンクール）などを通じて、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

また、獣医師による傷病鳥獣の治療や登録したボランティアによる野生復帰までの飼養を内容とした傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳鳥獣保護区内に傷病鳥の収容・回復訓練施設を設置しています。

### オ 有害鳥獣による被害対策

鳥獣による農林業被害が深刻な状況にあることから、19年1月に「千葉県野生鳥獣対策本部」



環境管理」の4つのプロジェクトを総合的に推進しています。

なお、鳥獣による被害が生じている場合又はそのおそれがある場合において、被害防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合には、市町村等の申請に基づき、有害鳥獣捕獲の許可を行い、被害防止を図っています。

また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法 20 年 2 月施行)に基づき、被害防止計画を作成した市町村は、主体的に被害防止対策を実施することができるとともに、国などから必要な財政上の支援を受けることができます。

市町村被害防止計画は 45 市町村(28 年 3 月末現在)で作成されています。

#### カ ニホンザル・ニホンジカに係る管理対策

本県のニホンザル及びニホンジカについては、房総丘陵を中心に生息する孤立した地域個体群で、一時期は生息数が著しく減少したことがあります。その後の保護対策や生息環境の変化などにより、生息数が増加するとともに生息域が拡大し、農林業等被害が発生しています。

このため、14 年度にニホンザル、16 年度にニホンジカについて、第 1 次特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに、27 年度からは第 3 次第二種特定鳥獣管理計画に基づき、ニホンザル及びニホンジカの管理対策を実施しています。

ニホンザルについては、コアエリア(保全地域)を設定して、コアエリア内に生息するサルを保護するとともに、群単位で加害状況等を評価して、保護と管理を行う「群れによる管理」を目指しています。

また、ニホンザル生息域の広範囲でアカゲザルとの交雑個体が見つかっており、ニホンザルと交雑個体が混住している状態での交雑対策の可能性を検討しています。

ニホンジカについては、生息区域を保全調整地域、農業優先地域、拡大防止地域にゾーニング区分を行い、区分ごとに目標密度を設定しています。ニホンジカの個体数調整に当たっては、

この密度から算出した頭数(1,000~1,500 頭)を将来的に維持すべき目標頭数とし、個体数の調整を実施しており、19 年度からは、入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で銃猟を実施しています。

なお、ニホンザル・ニホンジカとも、科学的根拠に基づいた管理を行うため、生息状況等について、継続的な調査を実施しています。

#### キ イノシシに係る管理対策

イノシシによる農作物被害が、依然として深刻であることから、27 年度に千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)を策定し、これに基づきイノシシの管理対策を実施しています。被害が急増する以前の水準まで農作物被害を抑えるため、生息区域のうち、被害対策地域、拡大防止地域においては、最大限捕獲するとともに、防護柵の設置等も併せて実施しています。

#### ク 狩猟の適正化

鳥獣の捕獲等を行う場合には、原則として鳥獣保護管理法に基づく許可が必要になりますが、狩猟者登録をした者が狩猟期間内(本県では、11 月 15 日から翌年 2 月 15 日まで)に狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、許可は不要となります。

ただし、ニホンジカの銃猟は、狩猟者登録のほか、知事の承認(入猟者承認制度)が必要です。

県では、狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験の実施及び講習会の実施と併せた狩猟免許更新事務のほか、狩猟者登録などの事務を行っています。

また、狩猟による事故の発生を防止するため、警察等と連携して安全対策会議を開催するとともに、銃器及びわなの使用による危険防止等のため特定猟具使用禁止区域を指定しています。

### 3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

#### (1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
希少動植物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	3市町(ヒメコマツ、 シャープゲンゴロウ モドキ) (27年度累計)	全市町村で作成 (30年度) ※1
特定外来生物の防除対策の実施 ※2	カミツキガメ 約1,000頭 (17年度)	成熟個体 約16,000頭 (27年度)	県域から排除 します (30年度)
	アカゲザル 約1,100頭 (19年度)	—	
	アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度)	約10,000頭 (23年度)	
	キョン 約1,400～5,400頭 (19年度)	約49,500頭 (27年度)	

※1 回復計画は、ヒメコマツは関係1市(君津市)、シャープゲンゴロウモドキは関係3市町の協力を得て策定された。今後の計画策定については、「緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。」こととしている。

※2 基準年度及び現況の頭数は推定生息数。

#### (2) 評価

希少な野生生物の保護回復計画は、基準年度は未策定でしたが、県が策定主体となり関係する3市町と連携して2種の希少野生生物について策定しています。

特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づき防除を実施していますが、3つの種の推定生息数は基準年度と比べて増加しています。

#### (3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

##### 【27年度の主な取組】

##### ① 希少な野生生物の保護対策の推進

- ・絶滅危惧種のうち、特に生育・生息状況が悪化しているヒメコマツとシャープゲンゴロウモドキについて、専門家・行政・市民活動団体等で構成する協議会で検討を重ね、回復計画を策定しています。
- ・国内希少野生動植物種に指定されているミヤコタナゴの保護増殖事業を行っています。
- ・27年度はヒメコマツ及びシャープゲンゴロウモドキの協議会をそれぞれ1回ずつ開催し、各主体が連携して回復事業を行いました。

##### ② 外来種対策等の推進

- ・27年度は、特定外来生物対策として、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン等について、防除実施計画に基づく防除を行いました。捕獲したカミツキガメ(967頭)、アライグマ(2,959

頭)、キョン (2,187 頭) は、いずれも 26 年度を上回りましたが、アカゲザルは 130 頭と、26 年度を下回る結果となりました。

- ・カミツキガメについては、19 年度に防除事業を開始してから捕獲頭数が年々増加しているため、生息個体数の推定及び個体数の増減予測を行いました。

### ③ 野生鳥獣の保護管理

- ・野生鳥獣による農作物等への被害対策については、関係機関・団体等が連携を図り地域の主体的な取組を支援するため、「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、防護・捕獲・資源活用・生息環境管理の 4 つのプロジェクトを総合的に行いました。
- ・地域個体群であるニホンジカ・ニホンザルについては、生息状況等調査の結果を踏まえて適正な個体数管理に努めるとともに、27 年度からは、「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、イノシシ、ニホンジカの生息域の拡大防止を目的に、県が主体となった捕獲事業を行いました。
- ・市町村が行う有害捕獲事業に対しては、従来から支援対象としているイノシシ、ニホンザル、ニホンジカに加え、平成 27 年度から、キョン、アライグマ、ハクビシンも対象として助成しました。
- ・捕獲の担い手の確保を促進するため、例年、県の射撃場において実施している 4 回の狩猟免許試験に加え、有害鳥獣被害の多い県南部地域（南房総市）において、わな狩猟免許試験を 1 回追加実施し、477 人が狩猟免許を取得しました。
- ・野生鳥獣の保護については、11 箇所鳥獣保護区を更新するとともに、生息数が減少しているヤマドリを人工飼育し 150 羽を放鳥しました。
- ・ボランティアや獣医師会の協力により、993 件の傷病鳥獣の救護を行いました。

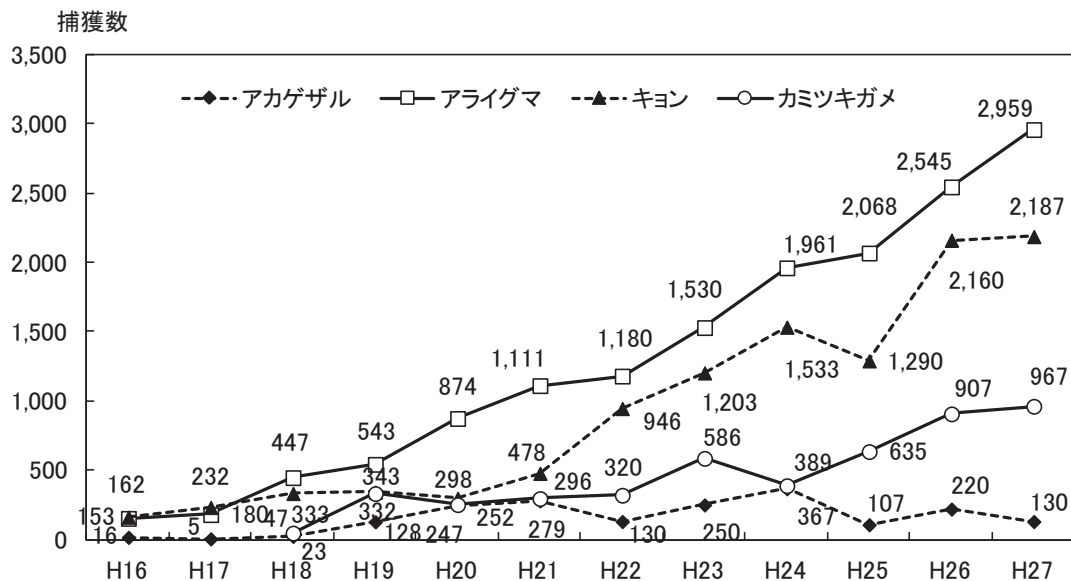
### 【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・絶滅が危惧される希少野生生物について、保護、増殖、回復に努めていますが、大幅な回復には至っておりません。
- ・特定外来生物を含む野生鳥獣の捕獲頭数は増加傾向にありますが、被害の軽減には至っていません。

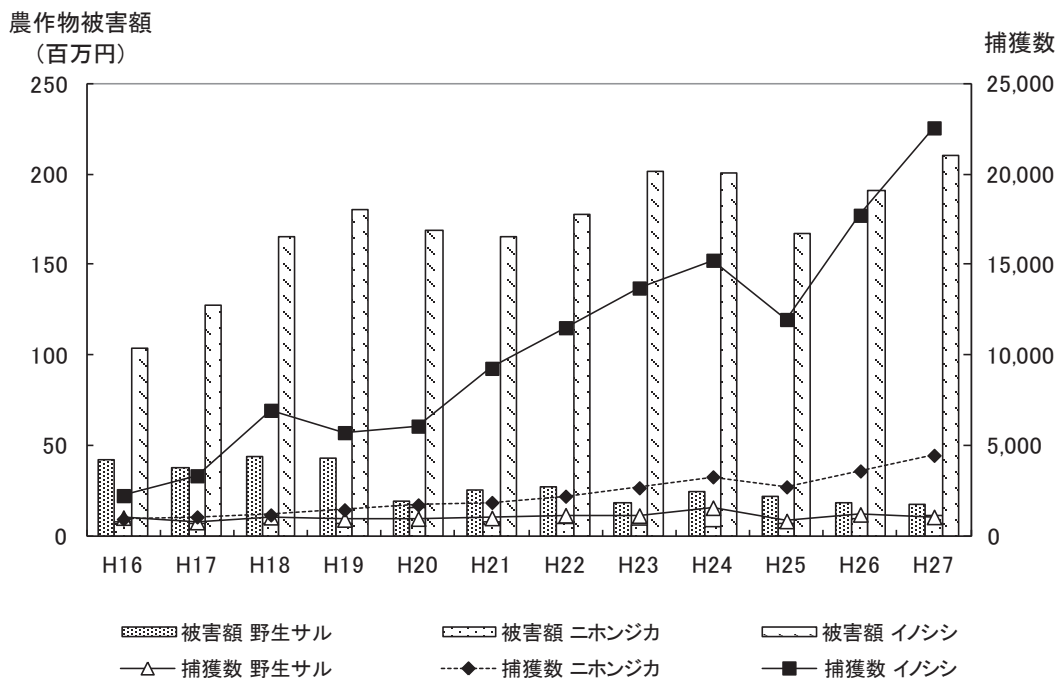
### 【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・希少な野生生物の保全活動に努めていきます。
- ・特定外来生物について、防除実施計画に基づく防除を行います。
- ・市町村、県、地域がそれぞれの役割を担いながら、野生鳥獣の管理を行い、農作物被害等の軽減に努めていきます。

図表2-5-3 特定外来生物の捕獲数の推移



図表2-5-4 野生サル※、ニホンジカ、イノシシによる農作物被害額と捕獲数の推移



※ 野生サルには、ニホンザルとアカゲザル（交雑）を含む。